

京都市区行政の総合的な推進に関する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第194号

京都市区行政の総合的な推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、区役所等と局等及び事業所等との間の連絡調整及び協議の円滑化その他の区行政の総合的な推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区役所等 区役所、区役所支所、区役所出張所、コミュニティセンター、福祉事務所及び保健所をいう。
- (2) 局等 京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、消防局、交通局、上下水道局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局をいう。
- (3) 事業所等 京都市事業所の長等専決規程別表第1に掲げる事業所（コミュニティセンター、福祉事務所及び保健所を除く。）、消防署、交通局営業所、上下水道局営業所、京都市立学校及び図書館をいう。
- (4) 区長等 区長及び区役所支所長をいう。

(区行政の基本原則)

第3条 区役所等は、区の所管区域内の地域の個性を生かした魅力あるまちづくりの推進その他の区行政の総合的な推進に、中心的な役割を果たすものとする。

2 区長等は、区民の要望、意見及び提案を的確に把握し、区行政に適切に反映させるよう努めるものとする。

3 区長等，局等の長及び事業所等の長は，区行政の総合的な推進を図るため，相互に必要な調整を行うものとする。

4 区長等，局等の長及び事業所等の長は，相互に必要な情報の提供に努めるとともに，それぞれが所管する事務事業について，相互に協力するものとする。

(区役所等が所管する事務事業に係る協議等)

第4条 区長等は，区役所等が所管する事務事業（局等が所管する事務事業と密接な関係があるものに限る。）の計画を策定し，及び実施するに当たっては，当該区役所等が所管する事務事業に関係する局等の長に協議するものとする。当該計画を変更する場合についても，同様とする。

2 局等の長は，前項の規定による協議に当たっては，区長等に対し，資料の提出，説明その他必要な協力を求めるものとする。前項の事務事業以外の区役所等が所管する事務事業について，区行政の総合化を図るため必要があると認める場合についても，同様とする。

(局等が所管する事務事業に係る協議等)

第5条 局等の長は，当該局等が所管する事務事業（次に掲げるものに限る。）の計画を策定し，及び実施するに当たっては，当該事務事業に関係する区長等に協議するものとする。当該計画を変更する場合についても，同様とする。

(1) 区基本計画に係る事務事業

(2) 公共の用に供する施設の設置，変更及び廃止に関する事務事業

(3) その他区役所等が所管する事務事業と密接な関係がある事務事業

2 区長等は，前項の規定による協議に当たっては，局等の長に対し，資料の提出，説明その他必要な協力を求めるものとする。前項各号に掲げる事務事業以外の局等が所管する事務事業について，区行政の総合化を図るため必要があると認める場合についても，同様とする。

(局等又は事業所等の長への事務事業の実施の要請)

第6条 区長等は、区行政の総合的な推進を図るため必要があると認めるときは、局等又は事業所等の長に対し、必要な事務事業を実施するよう要請するものとする。

2 局等又は事業所等の長は、前項の規定による要請があったときは、当該要請に基づく措置の実現に努めるものとする。

3 局等又は事業所等の長は、第1項の規定による要請に係る検討の状況及び結果を区長等に報告するものとする。

(区行政推進会議)

第7条 区役所等、局等及び事業所等が、相互に連携し、情報を共有し、並びに横断的な連絡調整及び協議を行うことにより、区行政の総合的な推進を図るため、区ごとに区行政推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 区長等

(2) 副区長及び副支所長

(3) コミュニティセンター所長、福祉事務所長及び保健所長

(4) 事業所等の長

(5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める本市関係職員

3 推進会議に議長及び副議長を置く。

4 議長は区長とし、副議長は区長が定める者をもって充てる。

5 議長は、会務を総理する。

6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 議長は、必要があると認めるときは、第2項各号に掲げる者以外の者を推進会議の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

(区役所経営会議)

第8条 区行政の企画及び区役所が所管する事務事業の実施について、相互に連絡し、調整することにより、これらの円滑かつ総合的な推進を図るため、区ごとに区役所経営会議（以下「経営会議」という。）を置く。

2 経営会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 区長等

(2) 副区長及び副支所長

(3) コミュニティセンター所長、福祉事務所長及び保健所長

(4) 区役所等の課長、次長及び副室長

(5) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める区役所等の職員

3 経営会議に議長及び副議長を置く。

4 議長は、区長とし、副議長は、区長が定める者をもって充てる。

5 議長は、会務を総理する。

6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 第1項から前項までに定めるもののほか、経営会議に関し必要な事項は、議長が定める。

8 議長は、必要があると認めるときは、区役所支所に区役所支所経営会議を置くことができる。

9 区役所支所経営会議に関し必要な事項は、区役所支所長が定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市区行政連絡協議会規則は、廃止する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)